

日 薬 業 発 第 1 2 号
平成 3 1 年 4 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

解散する健康保険組合における
被保険者証の使用に係る周知について（お願い）

標記について、社会保険診療報酬支払基金より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

大規模な健康保険組合が平成 31 年 4 月 1 日付けで解散し、解散後の継承先となる全国健康保険協会より被保険者証の確認について、各保険薬局に協力依頼がされることについては本年 3 月 5 日付け日薬業発第 438 号にてお知らせしたところ
です。

今般、保険医療機関の窓口において、旧被保険者証を提示した際に使用を拒否され全額支払いを求められたとの苦情が多数寄せられているとのことです。

本件を受けて、別添のとおり改めて支払基金各支部より貴会へ協力依頼がなされるとのことです。御協力の程宜しくお願い申し上げます。

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 5 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

解散する健康保険組合における被保険者証の
使用に係る周知について（お願い）

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 31 年 4 月 1 日付け解散した下記の健康保険組合については、加入者が約 65 万人と大規模であることから、解散後の継承先となる全国健康保険協会からの協力依頼により、支払基金において平成 31 年 3 月及び 4 月の返戻発送時に各保険薬局宛て連絡文書を送付しております。

この連絡文書において、平成 31 年 4 月調剤分（同年 5 月請求分に限る。）については、回収が間に合わなかった旧被保険者証による請求についても、対応させていただく旨を記載し全国の保険薬局に連絡したところです。

しかしながら、本日、解散した人材派遣健康保険組合に属していた事業所より、保険医療機関の窓口において、旧被保険者証を提示した際に使用を拒否され、全額支払いを求められたとの苦情が多数寄せられていると連絡がありました。

このことから、別紙のとおり、改めて都道府県薬剤師会に対し、協力依頼をさせていただきますので特段のご理解をお願いいたします。

記

対象健康保険組合及び保険者番号

- ・ 人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- ・ 日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- ・ 日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)

重要性分類Ⅲ
事務連絡
平成31年4月〇日

都道府県薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金〇〇〇支部

解散する健康保険組合における被保険者証の
使用に係る周知について（お願い）

平素は、支払基金の業務処理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年4月1日付け解散した下記健康保険組合に係る平成31年4月調剤分については、平成31年5月請求分に限り、回収が間に合わなかった旧被保険者証による請求についても、対応させていただく旨の連絡文書について、平成31年3月及び4月の返戻発送時に各保険薬局宛て送付したところです。

しかしながら、今般、解散した人材派遣健康保険組合に属していた事業所より、保険医療機関の窓口において旧被保険者証を提示した際に使用を拒否され、全額支払いを求められたとの苦情が多数寄せられていると連絡がありました。

このことから、平成31年4月調剤分（同年5月請求分に限る。）については、回収が間に合わなかった旧被保険者証によるレセプト請求であっても返戻の対象から除外する旨の再周知について、ご協力方お願いいたします。

記

対象健康保険組合及び保険者番号

- ・人材派遣健康保険組合 (06.13.911.7)
- ・日生協健康保険組合 (06.13.805.1)
- ・日生協健康保険組合関西支部 (06.27.347.8)